

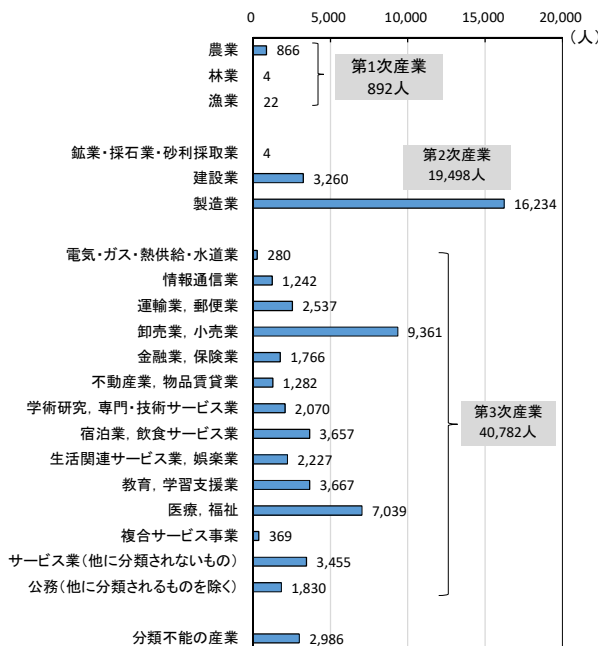
### (3) 産業の状況

#### ア. 産業別の就業者数

産業別の就業者人口をみると、製造業が約1万6千人で最も多くなっており、次いで卸売業、小売業が約9千人、医療、福祉が約7千人となっています。

また、草津市内には立命館大学びわこくさつキャンパスが立地しており、教育・学習支援業は約3千6百人と比較的多くなっています。

第1次産業の就業者は他の産業と比較して少なく、1千人を下回っています。1次産業のうち約97%は農業となっており、林業や漁業は非常に少なくなっています。



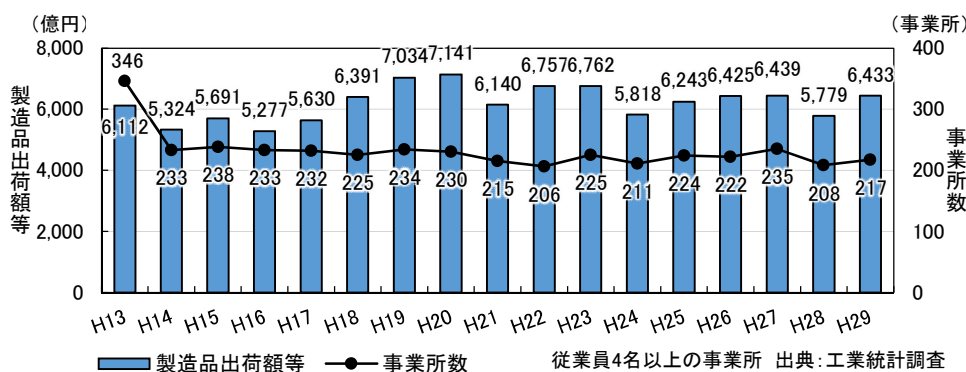
(出典：H27 国勢調査)

草津市の産業別就業者数

#### イ. 製造業の動向

市内の製造品出荷額は平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて増加傾向にあり、平成21(2009)年に一度減少したものの、以降はおよそ6,000億円前後で推移しています。

製造業で従業員4名以上の事業所数は、平成14(2002)年以降大きな増減は見られません。



従業員4名以上の事業所 出典：工業統計調査

草津市の製造品出荷額と事業所数の推移

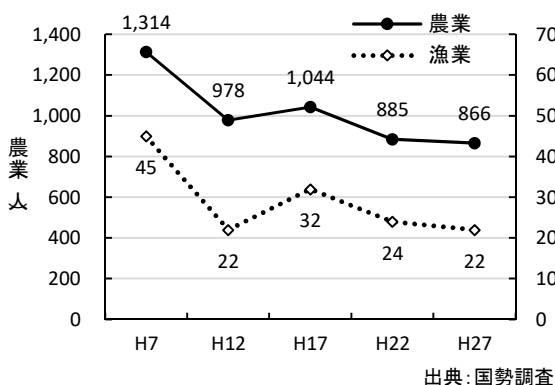
## ウ. 第一次産業就業者の推移

第一次産業の就業者人口について、農業、漁業ともに平成 17（2005）年に一度増加したものの、以降は減少傾向にあります。

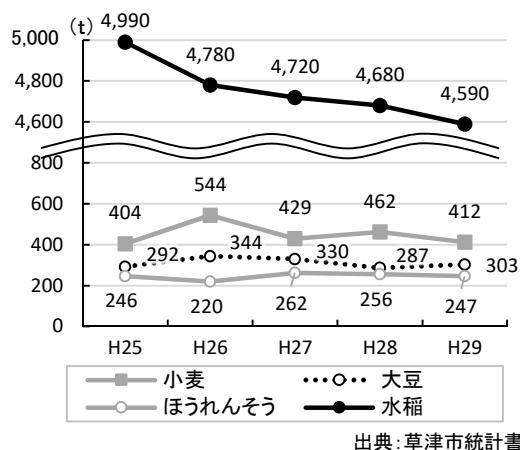
## エ. 農産物収穫量

草津市では、水稲を中心としながら、小麦や大豆のほか、ほうれんそう等の軟弱野菜を扱うハウス栽培が盛んに行われています。

小麦、大豆、ほうれんそうの収穫量はほぼ横ばいの状態で推移していますが、田面積の減少とともに水稲の収穫量は減少傾向にあります。



草津市の農業・漁業就業者数の推移



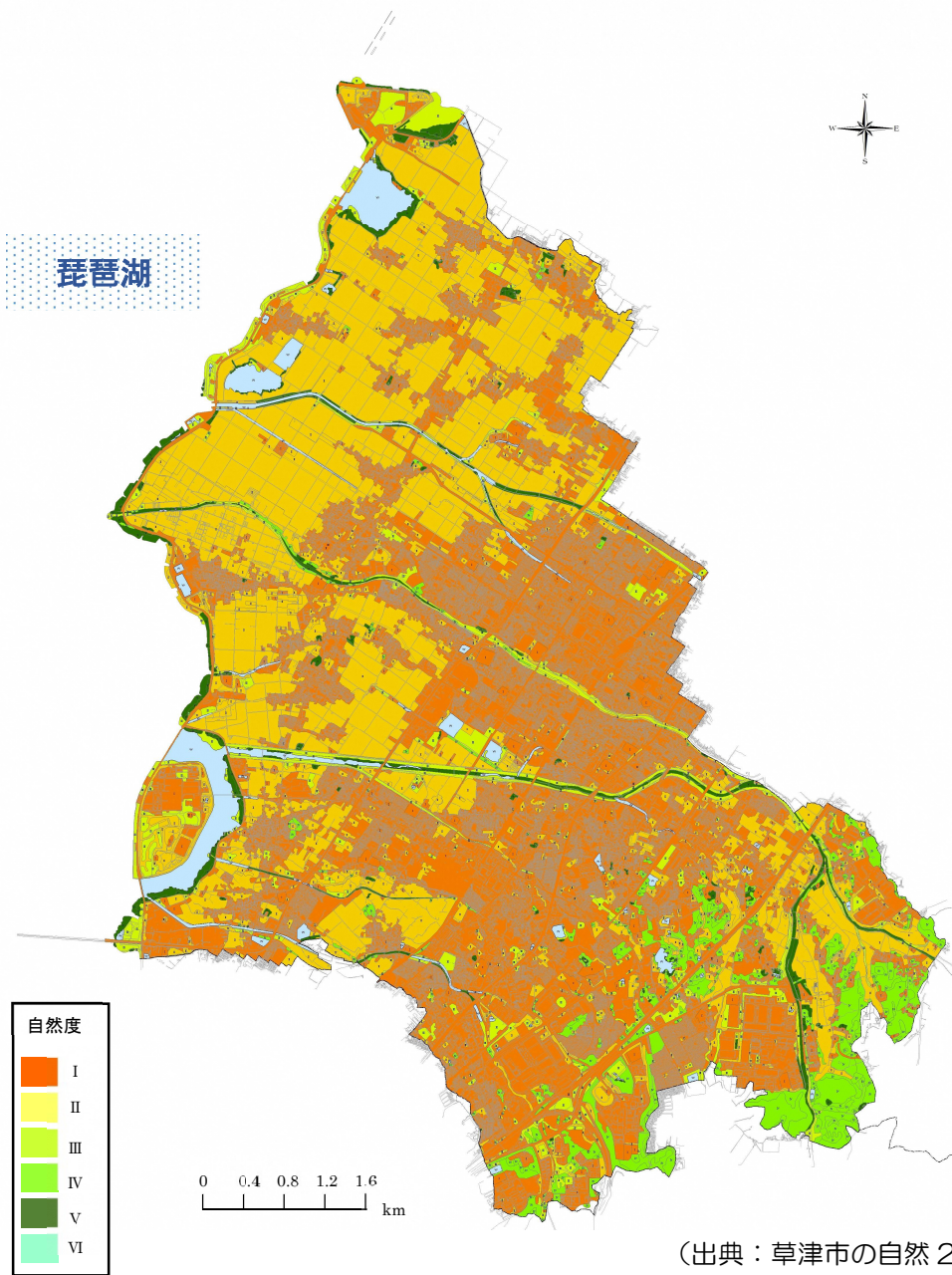
草津市の各農産物の収穫量

## ③ 自然的状況

### (1) 動植物

草津市の植生は、湖岸側では、耕作地が広く見られ、河川や琵琶湖などの水辺を中心にツルヨシ群集やヤナギ高木群落などが分布しています。また南部の丘陵地では、アベマキ-コナラ群集やモチツツジ-アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林などがみられます。

平成 24（2012）年から平成 25（2013）年にかけて行われた自然環境調査では、植物 1,287 種、昆虫類 1,368 種、魚類 34 種、鳥類 113 種、哺乳類 11 種、両生類 11 種、爬虫類 13 種が確認されています。



草津市 植生自然度図

## ア. 自然環境の保全

滋賀県のレッドデータブック選定種数は増加傾向にあり、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」において希少野生動植物の積極的な保護が図られています。

草津市では、残された自然環境を少しでも多く保全し次世代に継承すべく、優れた自然状況を残している3,000㎡以上の面積をもつ地域などを「自然環境保全地区」として指定しています。また、市内にある樹木のうち、健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木について「保護樹木」として指定しています。

### 滋賀県版レッドデータブック選定種数

(種数)

	絶滅 危惧種	絶滅危機 増大種	希少種	要注目種	分布上 重要種	その他 重要種	絶滅種	合 計
2015 年版	176	146	397	341	275	89	15	1,439
2010 年版	168	147	401	245	236	83	8	1,288
2005 年版	151	143	390	241	184	103	7	1,219

(出典：2015年版 滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）)

### 自然環境保全地区、保護樹木一覧

指定区分	名称
自然環境 保全地区 17地区	立木神社自然環境保全地区、小槻神社自然環境保全地区 熊野神社自然環境保全地区、印岐志呂神社自然環境保全地区 芦浦観音寺自然環境保全地区、天神社（川原）自然環境保全地区 老杉神社自然環境保全地区、天神社（木川町）自然環境保全地区 山田正八幡宮自然環境保全地区、治田神社自然環境保全地区 新宮神社自然環境保全地区、若宮八幡神社自然環境保全地区 八幡神社（追分）自然環境保全地区 八幡宮神社（馬場町）自然環境保全地区、十二将神社自然環境保全地区 鞭崎神社自然環境保全地区 大宮若松神社自然環境保全地区
保護樹木 10カ所	青地町・志津小学校のクスノキ（3本） 西矢倉一丁目・湖南農業高校のクスノキ（17本） 大路二丁目・小汐井神社のムクノキ 渋川二丁目・伊砂砂神社のモッコク 野路町・稲荷神社のクロガネモチ（3本） 野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ、エノキ 下寺町・天満宮のケヤキ 下寺町・天神社のクスノキ 矢橋町・「矢橋の帰帆」のイチヨウ 志那町・志那神社参道のクロマツ（6本）

(令和2(2020)年6月1日現在)

## イ. 外来生物

外来生物の分布が拡大すると、在来生物の生息・生育場所が奪われたり、外来生物による在来生物の捕食などによって自然のバランスに悪影響を与えます。

平成 24（2012）年から平成 25（2013）年にかけて行われた自然環境調査で確認された動植物には、外来生物も多く含まれており、植物では、確認された 20.8%（268 種）が外来生物となっています。

特にアライグマは目撃情報が増加しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。平成 27（2015）年には 21 頭、平成 28（2016）年には 35 頭捕獲されました。また、水生植物のオオバナミズキンバイも急速に生育域を拡大させており、草津市をはじめとする県内 6 市と NPO など琵琶湖外来生物植物対策協議会が設立され、対策を進めています。

## ウ. 野生動物の被害

草津市においては、山手でのイノシシやニホンジカの増加や、カラスやカモ類による水稲への被害、アライグマによる食害や糞害等が発生しています。

被害防止にあたり、平成 29（2017）年に滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画が策定されました。草津市を含めた近隣市（大津市、栗東市、野洲市、高島市）が連携し、獣害被害防止についての施策を推進しています。

草津市の鳥獣被害状況（平成27年）

鳥獣の種類	被害品目及び被害額	
	品目	被害額
イノシシ	水稲・野菜	4 4 千円
ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜	4 千円
ニホンザル	水稲・野菜・果樹	—
アライグマ	野菜・果樹等	—
ヌートリア	水稲	—
カラス	水稲・麦・大豆・野菜	4 7 1 千円
ドバト	水稲・麦・大豆	7 千円
カモ類	水稲・麦	1 0 9 千円
オオバン	水稲・麦	—
	計	6 3 5 千円

（出典：平成 29 年度 滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画）

## (2) 異常気象

異常気象について、平成 30（2018）年に閣議決定された気候変動適応計画では、「近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。」とされています。

草津市においても、平成 30（2018）年の台風 21 号で、樹木の倒壊や農業被害、

住宅の瓦が落ちるなどの被害が多数発生しました。また、市内の大雨警報・注意報は、平成 25（2013）年～令和 1（2019）年の間、毎年 40 件以上が発令されており、令和 1（2019）年では 50 件の警報・注意報が発令されています。

#### ④ 再生可能エネルギーの導入状況

草津市における導入状況をみると、特に 10kW 未満の太陽光発電の導入が進んでいます。対して 10kW 以上の太陽光発電や風力、水力、地熱などの設備導入は進んでいません。

草津市の太陽光発電設備導入状況（令和元（2019）年12月）

項目	太陽光発電	
	10kW 未満	10kW 以上
導入件数(件)	2,419 (2 位)	513 (8 位)
導入容量(kW)	10,743 (2 位)	20,242 (10 位)

（出典：経済産業省資源エネルギー庁）  
カッコ内は県内市町順位（19 市町）

## 2. コラム

### コラム① SDGsのゴールと環境、経済、社会の関係

環境省が実施した研究では、「持続可能な開発」の概念を、従来の「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」から「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」へと広げることを提案しています。

この概念を分かりやすく整理したものが、環境、経済、社会を三層構造で表した木の図です。木の枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。

木が健全に生育するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものです。

また、模式図の三層それぞれに、関連の深い SDGs のゴールを当てはめてみると、ゴールが相互に関連していることが一層理解しやすくなります。

(出典：環境省 平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



資料：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」より環境省作成

## コラム② 地域循環共生圏の背景と考え方

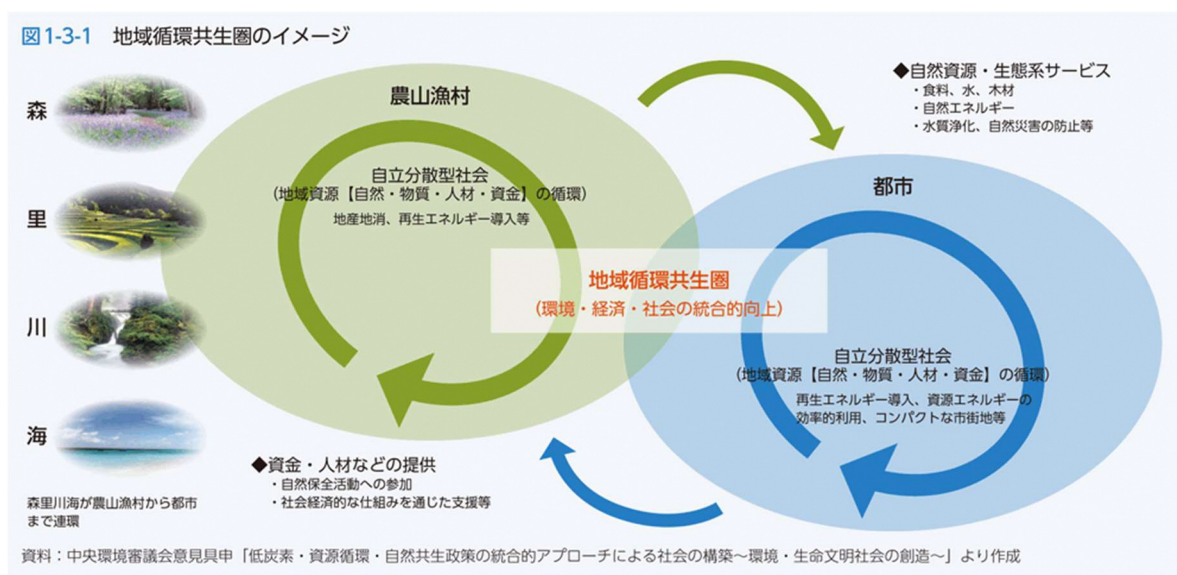
### ■ 資源循環型社会を取り巻く課題

資源循環型社会の形成をさらに進めていくうえで、以下のような課題があります。

- 人口減少によって、廃棄物処理や資源循環の担い手が不足することや、循環資源のリサイクル先が不足することが懸念されます。
- 今後、老朽化した住宅、ビル、道路・鉄道などの社会資本が増加し、建て替えなどに伴う廃棄物の増加が予想されます。
- 人口減少によって増加する空き家、地域経済の衰退により増加する空き店舗など、処理責任が不明確な廃棄物が増加する懸念があります。
- 地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家にため込んでいくごみ屋敷の増加など生活ごみを巡る様々な問題が増えていく懸念があります。

### ■ 地域循環共生圏の形成

上記の課題を解決するための考え方が、地域循環共生圏の考え方です。





- 地域の特性に応じて、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属などの循環資源を、狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の環を広域化させるなど、各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させます。
- 地域の森・里・川・海を保全し適度に手を加え維持管理することで生み出される再生可能資源（木材、地熱・風力・水力などの再生可能エネルギー源など）を継続的に地域で活用していきます。
- 地域に蓄積された道路・鉄道などの社会資本、住宅・店舗などの建築物などを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていきます。
- これらの循環資源、再生可能資源、ストック資源の有効活用などにより、地域の自然、物質、人材、資金を地域で循環させ、地域のオーナーシップと魅力を高め、地域の活性化につなげていきます。

### 3. 用語解説

#### 【あ行】

---

##### 愛する地球のために約束する協定

草津市では、地球温暖化防止に地域をあげて取り組むため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成 20（2008）年 4月に施行し、事業者、団体等が地球温暖化を防ぐため、自ら進んでできる取り組みについて市と協定を結んでいる。

##### SDGs

平成 27（2015）年 9月の第 70 回国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、国際社会全体が令和 12（2030）年までに達成すべき 17 の目標。【外務省】

##### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表からの熱（赤外線）の一部を吸収し温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどの気体の総称。地球温暖化の主な原因とされている。

##### エコスタイル

環境負荷が小さい生活様式のこと。

#### 【か行】

---

##### ガーデンシティくさつ

市民・地域・企業等と行政の協働で取り組むガーデニングを手法とする草津市のまちづくりの方針。

##### 外来生物・在来生物

その地域に元々生息・生育している動植物を在来生物、他の地域から来て定着した

生物を外来生物という。

##### 環境基準

人の健康の保護および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で行政の目標値。現在、大気汚染、水質汚濁（地下水汚染も含む）、土壌汚染、騒音の基準が定められている。

##### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。【環境省】

##### 緩和（気候変動の緩和策）

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。【環境省】

##### 気候変動に関する政府間パネル（略称：IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された組織。

（Intergovernmental Panel on Climate Change）

##### 草津エコフォーラム

草津市が商工会議所と共催。主に事業者を対象として環境保全に関する話題提供や、

実践例の紹介、情報交換を行っている。

#### 草津市の自然

自然への関心と理解を深めていただくため、地形と地質や植生と緑環境、植物相、生物等について、専門家の方々に調査いただき、分かりやすく解説したもので、平成26（2014）年度に35年ぶりに2年の調査と1年のまとめ期間を経て発行されたもの。

#### 湖南企業いきもの応援団

滋賀経済同友会・滋賀経済産業協会の会員企業を中心に、湖南地域に拠点を有する企業が参画して、結成された活動。活動目的として、①生物多様性の保全と再生、②自然との共生で企業の新たなビジネスチャンスに、③企業の地域連携と貢献を挙げている。

#### コンポスト

生ごみをはじめとする有機物を堆肥化して土に還元する循環システムの一つで、微生物の働きによって発酵を促進するもの。また、生ごみ等から堆肥を生成する際に用いる容器をコンポストと呼ぶ場合もある。

#### COP21

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議を指す。平成27（2015）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された。会合では、最大の焦点であった、京都議定書後における令和2（2020）年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。

## 【さ行】

#### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

#### サンアール（3R）

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。【環境省】

#### 散在性ごみ

ポイ捨て等により、公共の場所に散乱している空き缶、空きびん、プラスチック容器などのごみ。

#### 資源循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再利用を第一に考え、資源を循環利用することにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

#### 自然環境保全地区

「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、残された自然環境を少しでも多く保全し、次世代に継承すべく、良好な自然環境を残している3,000㎡以上の面積をもつ地域を対象とし、その他の基準に沿って指定している。

## 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。【環境省】

## 生物多様性

特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度で、様々な生物がいる「種の多様性」、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。【滋賀県】

## 【た行】

---

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」をゼロにする社会のこと。

### 地域循環共生圏

第五次環境基本計画で提唱された、複数の課題の統合的な解決に向けた考え方。

「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークや経済的つながりを構築していくことで地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」という考え方。【環境省】

### 地球冷やしたい推進フェア

草津市の主催する地球温暖化を知って、具体的な行動に移していただくためのイベント。クイズ、ゲーム、工作・実験、企業等のブース出展、パネル展示などを企画している。

### 低炭素社会

二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。

## 適応（気候変動の適応策）

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。【環境省】

### 透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

## 【は行】

---

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### ハザードマップ

災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。

### パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。【環境省】

### ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中し、排熱源が多く、建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。等温線を引くと、都市部を中心とした熱の島のことであることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

## BOD

生物化学的酸素要求量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標のひとつで、水中の有機物の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

## ビオトープ

野生生物が共存共生できる生態系を持った場所という意味で、ドイツ語の生物(bio)と場所(tope)の合成語。都市内の空き地や校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

## 微細目ストレーナー

昭和58(1983)年に草津市が開発したもので、1mm 穴の台所用ストレーナーおよび三角コーナーのこと。台所からの料理くずなどの水質汚濁物質の流出抑制に効果がある。

## HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System (ホーム エネルギー マネジメント システム)の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。

## 保護樹木

良好な環境を確保するため、「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、市内にある樹木で健全で学術的または歴史的に意義がある一定の基準を満たす樹木を指定したものの。

## 【ま行】

---

### マイクロプラスチック

海洋ゴミの約70%を占めると言われているプラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。【環境省】

## まめバス

公共交通空白地・不便地を中心とした生活交通の確保や、地域の活性化を目的に運行している草津市の地域公共交通の小型乗合バスの愛称。

## みちサポーター

市道の美化活動を行う市民ボランティア制度。市が活動を支援し、市民と市との協働によるきれいなまちづくりを推進する事業。

## 【ら行】

---

### ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指す。

## 4. 策定の経緯

### (1) 草津市環境審議会 開催経過

第3次草津市環境基本計画の策定について、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、国・県の計画や第2次草津市環境基本計画の成果や課題を踏まえ、見直すべき事項や新たに盛り込むべき事項について審議が行われました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和2年6月 4日(木)	・環境基本計画の策定について市長から諮問 ・環境基本計画の策定ポイントについて
第2回	令和2年7月 9日(木)	・環境基本計画(素案)について
第3回	令和2年8月11日(月)	・環境基本計画(素案)について
第4回	令和2年9月 9日(水)	・環境基本計画(案)について
答申	令和 年 月 日( )	



### (2) パブリック・コメントの募集

第2次草津市環境基本計画改訂案について、広く市民意見を募集しました。

- ・実施期間：
- ・提出者数：
- ・意見総数：

## 5. 審議会委員名簿

R2.6.1 現在（50音順）

委員区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	小笠原 好彦	滋賀大学名誉教授
	◎小林 圭介	滋賀県立大学名誉教授
	壽崎 かすみ	龍谷大学准教授
	樋口 能士	立命館大学教授
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学学長
	山崎 賢	老上小学校長
	○山田 淳	立命館大学名誉教授
	横田 岳人	龍谷大学准教授
産業を代表する者	磯貝 佳則	キヤノンマシナリー株式会社
	奥田 裕介	草津市農業協同組合
	久保木 毅	郷インテックス株式会社
	阪口 一男	山田漁業協同組合
	中川 智	パナソニック株式会社アプライアンス社
	森 毅	特定非営利活動法人 NPO びわ湖環境
市民を代表する者	太田 一郎	市民公募
	杉江 香代子	市民公募
	堀井 喜一	市民公募
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
	山元 孝子	市民公募
行政	海東 まどか	滋賀県南部環境事務所

◎：会長 ○：副会長

## 6. 諮問・答申

草環発第8 2 1 号

令和2 年6 月4 日

草津市環境審議会

会長 小林 圭介 様

草津市長 橋川 涉

第3次草津市環境基本計画の策定について（諮問）

第3次草津市環境基本計画の策定について、草津市環境基本条例第8条第3項の規定により、貴審議会に諮問いたします。

記

### 1 諮問理由

本市では、草津市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画を策定しております。

現計画である第2次草津市環境基本計画は、計画期間が平成23年度から令和2年度までの10年であり、本年度をもって計画期間が終了します。

次期計画である第3次草津市環境基本計画は、次年度から計画期間に入る第6次草津市総合計画と同じ12年の計画期間を予定しております。

つきましては、第3次草津市環境基本計画を本年度に策定することについて、このたび同条例第8条第3項の規定により、貴審議会の御意見を賜りたく諮問するものであります。

## 7. 条例

○草津市環境基本条例

平成9年7月1日

条例第10号

改正 平成25年3月29日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全を図るための基本的施策（第7条—第10条）



第3章 環境にやさしい事業を推進するための施策（第11条—第16条）

第4章 環境審議会（第17条）

第5章 補則（第18条）

付則

草津市は、悠久の昔から、我が国最大の湖である琵琶湖からの様々な恩恵と、大都市に近い交通の要衝としての立地条件により、水と緑に恵まれた自然と文化豊かなまちとして発展してきた。

私達が、享受、追及してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で身近な自然、風土を含めた環境に過度の負担を与え続け、その累積による問題が地域のみならず、今や、地球規模の問題として、その影響の深刻さが顕在化している。

私達は、環境や自然の大切さや、その恩恵を認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境の保全につながることを理解し、環境への負荷の少ないまちづくり、ライフスタイルの変革、事業活動のあり方を考え、それに基づく具体的行動に移さなければならない時にある。そして、このかけがえのない環境を、より素晴らしいものとして、将来の世代に引き継いでいくことが現在に生きる、私達の責務である。

ここに、「環境にやさしいまち」の具現化を目指し、その基本となる方向性を示し、現在および将来の市民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、健全で快適な環境の確保が極めて重要であることにかんがみ、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的事項を定めることにより、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 事業活動および市民生活等、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 事業活動および市民生活等、人の活動による地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

（基本理念）

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進す

るものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、自ら率先して環境対策を進めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの意識の変革と日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、自らの社会的責任において、環境への負荷の低減に資するよう努め、ならびに廃棄物の発生の抑制および適正処理を行い、その事業活動に伴って生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、市が実施する健全で快適な環境の確保に関する施策に参画し、協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全を図るための基本的施策

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保のために、次に掲げる

施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、生態系に配慮した自然環境の保全と創造
- (2) 公害の防止および生活環境の保全
- (3) 資源の循環的な利用、廃棄物の発生の抑制、再利用等の推進、減量および適正処理ならびにエネルギーの有効利用
- (4) 良好な景観の保全および歴史的、文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する施策  
(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する総合的な計画となる草津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱、目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、草津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境にやさしい配慮指針)

第9条 市長は、市、市民および事業者がそれぞれの立場で事業を実施するに当たり、日常の生活において、良好な環境の保全と創造を誘導するため、それぞれが配慮すべき事項を定めた、環境にやさしい配慮指針（以下「配慮指針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、国、県および地方公共団体等が実施する事業に対し、配慮指針を尊重するよう協力を要請することができる。

3 市民および事業者は、配慮指針を遵守するよう努めるものとする。

(環境にやさしいアドバイザー)

第10条 市長は、市、市民および事業者が事業を実施するに当たり、その事業内容が、特に環境に著しく影響を及ぼす恐れのある事業であると市長が認めるときは、その事業の環境配慮方法等について、専門的知識を有する者から助言を得るため、環境にやさしいアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することができる。

2 市長は、アドバイザーの助言を尊重し、これを事業を実施する者に伝える。

3 事業を実施するものは、この助言を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、アドバイザーの設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 環境にやさしい事業を推進するための施策

(環境にやさしい週間)

第11条 市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるため、7月1日を含む1週間を環境にやさしい週間とする。

(環境学習の推進等)

第12条 市は、市民および事業者が環境の保全についての理解と認識を深めるために環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第13条 市は、市民および事業者がそれぞれの責務に応じて行動するために必要な情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(環境白書等による公表)

第14条 市は、市の環境の現状、施策の内容等について環境白書その他によりこれを公表するものとする。

(技術交流、国際協力等)

第15条 市は、国、県、大学、事業者、市民および国際的に交流のある機関等と連携を図りつつ、環境の保全に関する情報交換、技術交流および国際協力に努めるものとする。

(調査研究体制の整備等)

第16条 市は、健全で快適な環境を確保するため、環境の状況の把握に関する調査、環境の保全に関する情報の収集、調査研究体制の整備および技術者の養成等に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、草津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員30人以内で組織する。

3 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 補則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。